

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域 要請事項への対応状況（観光管理）

1. 西表島観光管理計画の改定の方向性

1-1 西表島観光管理計画の位置づけ

西表島における持続可能な観光を実現し、世界遺産登録に際して提示された世界遺産委員会からの要請事項にも対応するため、令和2年1月に西表島部会が策定した『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画』を改定し、『西表島観光管理計画』を策定する。

要請事項

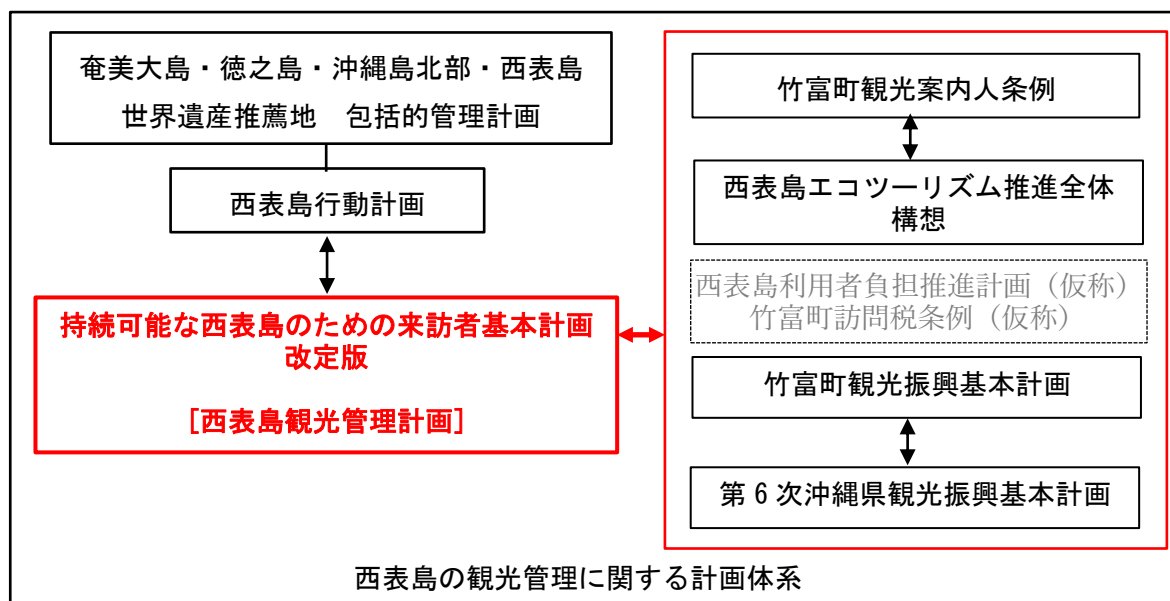
a) 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

『西表島観光管理計画』は、遺産地域と遺産地域外を包含し、西表島全体を対象とした観光管理計画として、これまで個別に検討されてきた西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画とする。

本計画では、西表島における観光の現状とその影響を厳しく評価したうえで、西表島における持続可能な観光を実現するため、西表島の観光が目指すべき目標を定め、遺産地域と遺産地域外での観光管理の基本方針と管理基準を設定し、適切な管理を実施するための具体的取組とその実効性を確認・評価するモニタリング方法及び管理体制を提示する。

なお、本計画で設定した観光管理の基本方針と管理基準が、関連する個別の構想・計画・制度等の方針や基準との間に矛盾が生じないように相互に調整し、必要に応じてそれぞれの構想・計画・制度等に反映させるなど、西表島部会において確認・連動させていく。

なお、本計画の上位計画及び関連構想・計画・制度との関係は以下のとおりである。



1—2 西表島観光管理計画の構成と検討状況

『西表島観光管理計画』の構成と令和4年2月時点での検討状況は以下のとおりである。

1. 観光利用の現状と課題

1. 1 西表島における観光の現状・動向

- 西表島全体の年間入域観光客数は、平成19年に40.6万人とピークを迎えた後は急激に増減している。新型コロナウイルスの影響で観光が低迷するR2年及びR3年を除くと、近年は30万人程度で推移している。
- 令和元年度の年間入域観光客数は290,313人であり、東部の大原港から224,493人、西部の上原港から65,820人が訪れている。

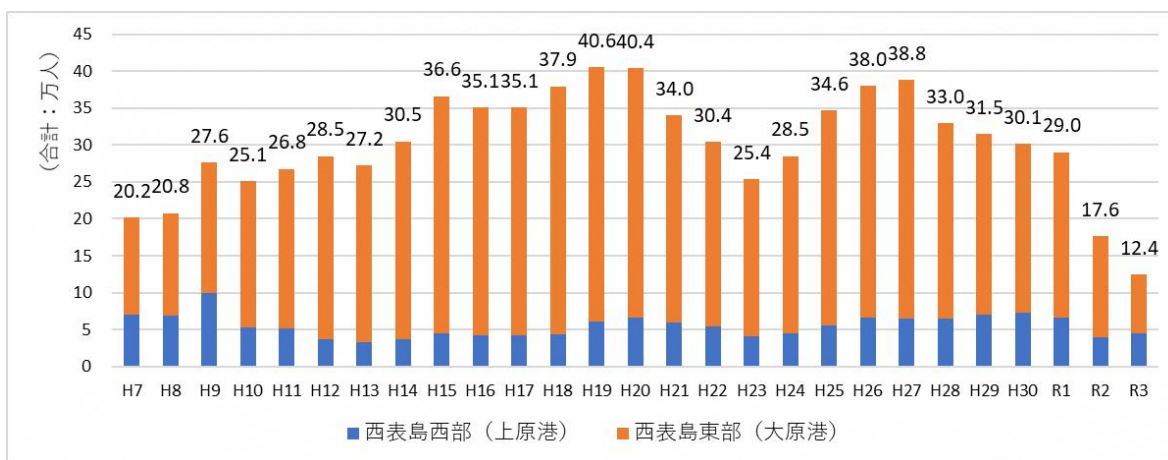


図 西表島の年間入域観光客数の推移 (データ出典：竹富町ウェブサイト)

- 西表島の観光形態は、大型バスや動力船等で比較的大きなフィールドを利用する周遊型観光と、カヌーやトレッキング、海域でのアクティビティといった自然体験型観光（ガイドやインストラクターを伴う場合が多い）の大きく2種類に分けられ、それぞれ観光客数の変動傾向や利用される場所、利用方法などが異なっている。
- 資産内への来訪者数22万人のうち約68%を占める15万人は浦内川と仲間川における動力船による遊覧観光の利用者である。
- 資産内への来訪者数22万人のうち約32%を占める7万人程度の来訪者は、資産内で自然体験を目的としたカヌーやトレッキング等を行っており、その多くは自然ガイドが同行するエコツアーに参加している。こうした自然体験型観光に利用されているフィールドは次ページの図に示すように西表島内に広く分布している。
- 資産内を利用しない来訪者は、周辺管理地域にあるフィールドや施設、あるいは海域を利用していると考えられる。
- 近年の動向として、周遊型観光での動力船利用者は減少傾向にある一方、自然体験型観光の利用者は増加傾向にあると考えられ、自然体験の案内を行うガイド事業者も増加している。

1. 2 西表島における観光利用による影響と評価

西表島において、現状の観光利用によって想定される影響について、影響要因と想定される影響の内容を、遺産地域内での影響と遺産地域外での影響に区分して抽出・整理したうえで、利用の動向や影響の程度、深刻さ、影響を受ける対象の重要度等を踏まえて評価を行った結果、以下の観光利用による影響に関して、管理基準の設定や管理強化のための対策の検討が必要であると判断した。

(1) 遺産地域内で管理の強化が必要と判断された観光による影響

① 自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の増加による影響

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の増加による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、あらゆる行動が影響を引き起こすと仮定し、安全性の観点から、現在の状態を許容限界として利用箇所数の増加を制限する必要がある。

② 自然体験型利用の入込客数の増加・利用集中による影響

自然体験利用のフィールドとして利用されている箇所の入込客数の増加と利用集中による影響については、遺産地域の保全の重要性に鑑み、特に影響が懸念される場所については、収容能力の観点や現在の状態から許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限し、それ以外の場所においても、入込客数の増加を抑制しつつ入込客数と利用に伴う環境負荷指標の継続監視による管理強化が必要である。

③ 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響

来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響については、影響を未然に防止するため、環境への負荷低減と来訪者の安全確保のための自然体験利用のルールを経験と実績に基づいて設定し、そのルールが遵守される仕組みを制度的に担保する必要がある。

(2) 遺産地域外で管理の強化が必要と判断された観光による影響

① 西表島への入込客数の総量による影響

西表島への入込客数の総量による影響については、近年は年毎に増減を繰り返しており、想定される影響との関係から不明確であることから、当面は直近 10 年間程度の実績を目安とした仮の許容限界を設定して入込客数の変動をその範囲内に抑えていけるよう、慎重に監視していく必要がある。

② 特定の時期への利用集中による影響

特定の時期への利用集中に関しては、定期船の混雑や島内インフラへの影響が懸念されることから、収容能力との関係から許容限界を設定して入込客数をその範囲内に制限する必要がある。

③ 個人型旅行形態の増加による影響

個人型旅行形態の増加が一概に想定される影響要因とは言えず、来訪者やガイド事業者の行動変容による影響の回避・低減も可能であると判断されることから、交通規則の遵守徹底と普及啓発の強化を図りつつ、継続的に計測可能な指標を設定してモニタリングを実施することで、想定される影響が増大しないよう慎重に監視していく必要がある。

④ 来訪者・ガイド事業者の無責任な行動やアクティビティの特性による影響

遺産地域内と同様の評価

2. 観光管理の目標と方針

2. 1 観光管理の全体目標

持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画の改定に当たり、整合を図るべき上位計画、関連計画等を踏まえて、相互に整合がとれるかたちで西表島の観光が目指すべき目標を以下のとおり設定した。

**観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、
責任ある観光と観光による地域貢献を促進し、
誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ。**

2. 2 各主体の責務と行動指針

西表島における観光管理の全体目標を達成するためには、西表島の観光管理に関わる行政、観光事業者、来訪者、島民の各主体が、それぞれが担うべき責務と自らの行動による影響や効果を正しく認識したうえで、本計画に定めた観光管理の取組を推進していかなければならない。各主体の責務と行動指針は以下に示したとおりであり、この責務と行動指針は、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会を核とする産官学民連携体制のもと、適切な手法をもって、島内外のステークホルダーや来訪者のみならず全世界に向けて発信を続ける。

<行政>

西表島の観光管理に関わる行政機関は、西表島の観光の現状と動向と観光によって想定される影響について常に把握、監視するとともに、世界遺産の価値の保全と観光による西表島の自然環境や文化・生活への影響の低減に向けて必要な措置を講じることをその責務とする。

また、関係行政機関は、相互に情報の共有に努め、各機関がそれぞれの所管事項を駆使し、かつ各機関が連携・協力することにより、必要な措置が速やかに実施できるよう努める。

<観光事業者>

西表島の観光に関わる事業者は、自らの事業活動が西表島の自然環境や地域の文化・生活に影響を及ぼすおそれのあることを十分認識し、事業活動によって生じる負荷の低減に努めるとともに、西表島の世界遺産・文化の価値の保全や地域貢献に資する観光事業を推進することをその責務とする。

<来訪者>

西表島に観光及びその他の目的で訪れ、滞在する来訪者は、自らの行動が西表島の自然環境や地域の文化・生活に影響を及ぼすおそれのあることを十分認識し、定められたルールや要請事項に従って自らの行動抑制に努めるとともに、西表島の世界遺産・文化の価値を理解し、地域住民の生活を尊重し、責任をもって行動することをその責務とする。

<島民>

西表島の島民は、島の暮らしや文化が豊かな自然環境によって支えられていることを十分認識し、自らもその良好な関係を維持し、将来に引き継いでいくとともに、行政が実施する島の自然や文化の保全に関する正当な施策に協力することをその責務とする。

また、町民は、観光事業者や来訪者の責任ある観光や観光による地域貢献に対しては、温かく受け入れ、観光によって得られた利益や恩恵をより良いかたちで活かしていけるよう努める。

2. 3 観光管理の基本方針

前章で整理した観光利用による影響と評価を踏まえつつ、先に設定した西表島の観光管理の全体目標を達成するために、西表島において実施すべき観光管理については、西表島を遺産地域内と遺産地域外にエリアを区分し、それぞれエリアごとに観光管理の基本方針を設定した。

西表島における遺産地域と利用状況を踏まえた観光管理の概念図と各エリアごとの観光管理の基本方針と管理項目は、下図に示したとおりである。

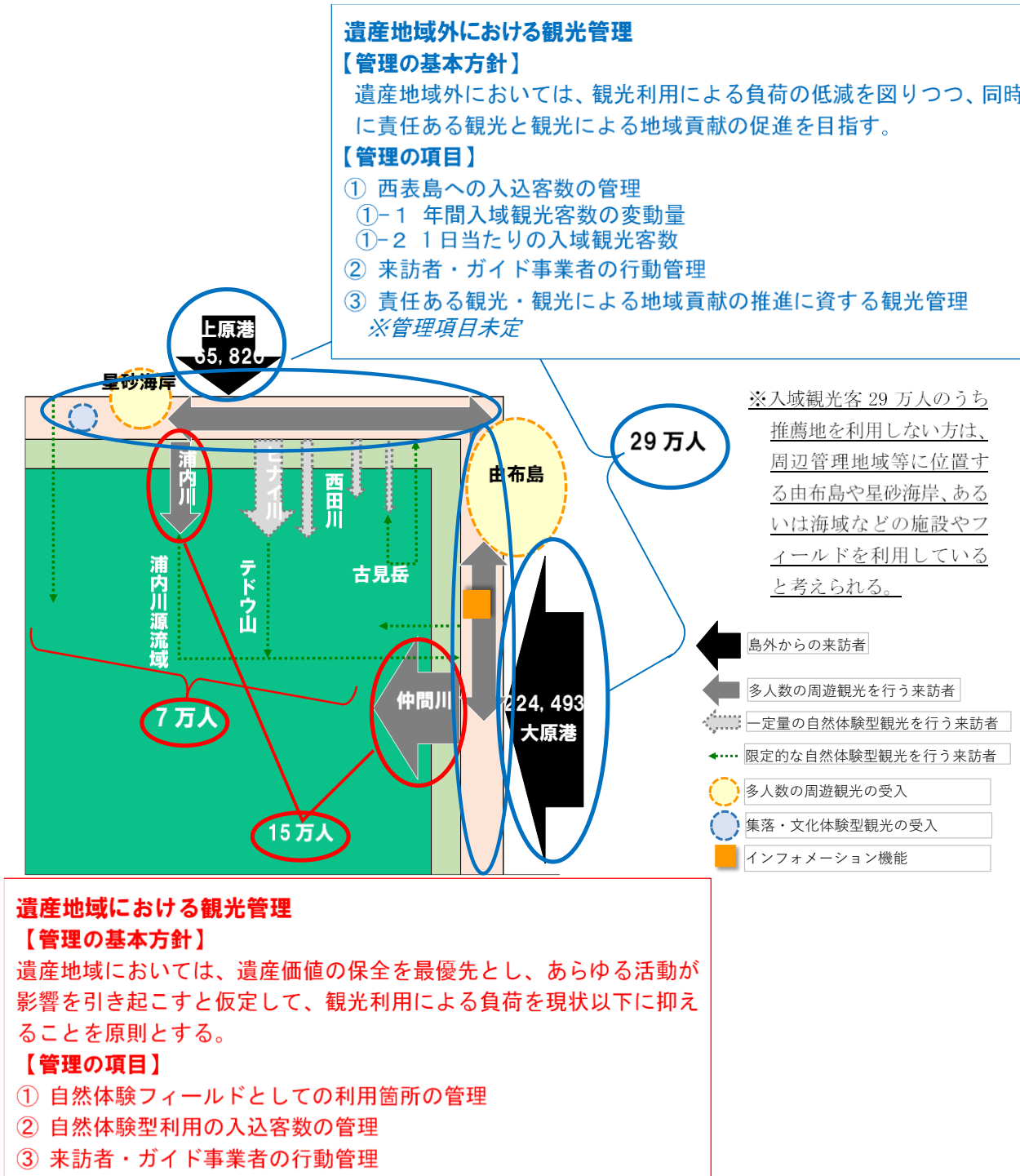


図 西表島における観光管理の枠組みと基本方針

表 西表島における観光管理の枠組み（一覧表）

管理区域	管理項目	管理基準	管理方法
遺産地域	自然体験フィールドとしての利用箇所の管理	遺産地域内での利用箇所をR1年時点（20箇所）以上に増加させない	エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）の「保護ゾーン」の「原則観光利用不可」のルールに基づき利用を制限
	自然体験型利用の入込客数の管理	i 利用が集中する場所の入込客数 A.ヒナイ川：200人/日以下 B.西田川：100人/日以下 に制限	エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）の「特定自然観光資源」に指定し、当該箇所への入域に関する事前承認制度の導入により人数を制限
		ii. 希少生物の重要な生息・生育地の入込客数 C.古見岳：30人/日以下 D.浦内川流域：50人/日以下 E.テドウ山：30人/日以下 に制限	
		iii. その他の自然体験型利用フィールドの入込客数 F.場所・アクティビティ毎に1事業者・1ガイドの案内客数の上限を設定	
来訪者・ガイド事業者の行動管理	事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）の利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とすることでガイド事業者の行動を制限し、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課す	
遺産地域外	西表島への入込客数の管理	年間入域観光客数を前年比で1割以上増加させない	前年の年間入域観光客数に応じて、次年の許容限界を算定し、観光関係者等に周知し、必要な対応を要請する。 許容限界を超える大幅な増加が確認・予測された段階で、西表島部会が想定される影響の程度を確認、再評価し、必要な対策が講じられるよう調整や要請を行う
		1日当たりの入域観光客数を1200人/日以下に制限する ※ただし基準値は宿泊率の変動に応じて見直すこと ★上水供給量以外の指標による基準値設定の可能性については次年度も検討を継続する	★1日当たりの入域観光客数の具体的抑制方法については、規制的手法の導入が困難なため、効果的な情報的手法及び経済的手法の導入に向けて次年度も検討を継続する。
	来訪者・ガイド事業者の行動管理	島内での車両走行速度を40Km/時以下に規制	警察による巡視や取締りの他、管理機関・NPO等によるパトロール・監視を継続し、来訪者、観光事業者、島民への普及啓発を実施する
		一般利用者向け利用ルールに来訪者の禁止事項・行為制限を設定 事業者向け共通ルール及びエリア・アクティビティ毎の個別ルールにガイド事業者の禁止事項・行為制限を設定	エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）の利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とすることでガイド事業者の行動を制限し、ガイド事業者に来訪者の行動管理義務を課す
責任ある観光と観光による地域貢献に資する観光管理	★具体的な管理基準・管理方法については、竹富町観光振興基本計画の見直し及び利用者負担の仕組みの導入に向けた検討と合わせて、次年度改めて検討する。		

3. 持続可能な観光の実現に向けた主な取組

※次年度も引き続き作業部会で議論したうえで、改定前の来訪者管理基本計画の「5. 主な取組」の時点更新および改定観光管理計画に基づく追加・修正を行った上で、本計画の「持続可能な観光の実現に向けた主な取組」として記載すべき内容を検討していく。

4. モニタリングの実施と計画の進捗管理

- ・本計画にて設定した指標や基準値については、定期的にモニタリングを行いながら、必要に応じてルールの修正や基準値の変更、対策となる取組の強化等、順応的に対策を講じることとする。
- ・西表島における世界遺産管理上の課題とそれに対する取組については、「西表島部会」において、「西表島行動計画」としてとりまとめられ議論されていることから、本計画において設定した指標や基準値については、西表島行動計画のモニタリング指標に統合し、西表島部会で管理していく。

※次年度も引き続き作業部会で議論したうえで、改定前の来訪者管理基本計画の「2.3 計画の進捗管理及び見直し」の内容に加え、具体的なモニタリング指標の設定とモニタリングの実施及び評価の仕組み等についても十分検討した上で、本計画の「モニタリングの実施と計画の進捗管理」として記載すべき内容を検討していく。

2. その他3地域の報告項目の検討状況

2-1 沖縄島北部

(1) 観光の現状と課題

沖縄島北部の観光利用状況については、主な観光施設や人気地点の年間利用者数は各施設等で個別的に把握されているが、本地域全体の入込者数の推移については、統計的な数値を持ち合わせていない。将来的に、沖縄島北部全体の観光動向の推移等を的確に把握できるよう、指標となるデータの取得方法についての検討が必要である。

沖縄島北部において、利用状況が把握されている遺産地域内外の主な利用地点と新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける前の令和元年の利用状況は以下に示すとおりである。

沖縄島北部では、遺産地域内での観光利用者数は、現時点では限定的に留まっていると考えられるが、下記の3箇所以外の利用地点は不明確である。やんばる3村にまたがる広域的な遺産地域の利用実態に関しては、十分なデータがないことから、今後把握する必要がある。特に、林道へのアクセスが比較的容易であることやオフロード車両の走行等については十分に注視し、引き続き監視を強化していく必要がある。

表 令和元年度の利用状況

地域全体	遺産地域内	遺産地域外
※地域全体の利用動向の把握が課題	①与那覇岳(約2,500人) ②伊部岳(約500人) ③玉辻山(※未測定：カウンター設置に向けて準備中)	①辺戸岬(380,424人) ②国頭村森林公園(14,032人) ③比地大滝(31,047人) ④ヤンバルクイナ生態展示学習施設(19,801人) ⑤奥やんばるの里(4,226人) ⑥やんばる学びの森(18,894人) ⑦やんばる野生生物保護センター(11,702人) ⑧やんばるの森ビジターセンター(※データ欠損につき、次年度から集計) ⑨ター滝(33,989人) ⑩山と水の生活博物館(12,401人) ⑪村民の森つつじエコパーク(51,024人) ⑫福地川海浜公園(15,934人) ⑬ふれあいヒルギ公園(88,009人)

(2) 観光管理の基本方針

沖縄島北部では、包括的管理計画によって示された「地域ごとの観光の実情を踏まえた観光管理計画を策定する」という基本方針に基づき、沖縄島北部部会において令和2年2月に「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」が策定された。

沖縄島北部では、引き続き本計画における観光管理に関する以下の基本方針に従って観光管理を実施していくが、特に遺産地域に関する観光の影響については、現状における利用地点を中心とした、入込客数が的確に把握できる体制を整え慎重にモニタリングを継続する。

- ① やんばる森林ツーリズムを中心とした遺産地域・緩衝地帯の適切な来訪者管理の実現
- ② 周辺管理地域を中心とした観光と3村周遊への計画的誘導

(3) 主な取組状況

- ① 遺産地域及び緩衝地帯における利用抑制
 - ・夜間林道適正利用の検討
- ② ガイド制度・ガイド育成
 - ・「国頭村公認ガイド利用推進条例」の制定・施行
 - ・「大宜味村エコツーリズム推進全体構想」の作成・認定に向けた検討
 - ・東村のガイド条例の制定に向けた検討
- ③ 周辺管理地域への利用誘導
 - ・「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」に基づく3村観光協会等による利用誘導の取組
 - 国頭村：SDGsを取り入れた民泊事業、森林ウェルネス推進事業、マリンツーリズム事業
 - 大宜味村：やんばる地域における観光資源等情報の発信方法およびアクセス分析
 - 東村：スタンプラリー・アンケート調査・モニターツアーの実施

2—2 奄美大島・徳之島

(1) 観光の現状と課題

- ・ 奄美大島と徳之島においては、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、関係行政機関、民間団体等が連携して取り組んでいる。
- ・ 奄美大島と徳之島において、利用状況が把握されている遺産地域内外の主な利用地点と新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける前の令和元年の利用状況は以下に示すとおりである。2020年以降はコロナ禍の影響により来訪者数の落ち込みが大きい。コロナ収束後の増加可能性を想定し、現在の取組を進めるとともに、その動向を把握していく。

表 奄美大島における令和元年度の利用状況

地域全体	遺産地域内	遺産地域外
入込者数は、2015年～2019年までの間に約1.3倍増加 (約42.3万人→約53.0万人) ※2020年入込客数は31.4万人	①湯湾岳 (※3,000人弱 ※大和村側、宇検村側合計、一部欠損あり) ②金作原1,185台 (※4～12月) ③瀬戸内中央線(※未測定：カウンター設置に向けて準備中)	①あやまる岬 (89,309人) ②奄美パーク (129,000人) ③奄美自然観察の森(19,041人) ④大浜海浜公園 (62,333人※平成31年数値) ⑤奄美野生生物保護センター (10,484人) ⑥奄美フォレストポリス (14,711人) ⑦黒潮の森マングローブパーク (91,931人)

表 徳之島における令和元年度の利用状況

地域全体	遺産地域内	遺産地域外
入込者数は、2015年～2019年までの間に1.1倍の増加約 (約13.0万人→約14.4万人) ※2020年入込客数は約8.1万人	①林道山クビリ線 (143台 ※2019年5月～2020年3月。夜間のみ) ②井之川岳 ③天城岳 (②と③は未測定 ※カウンター設置に向けて準備中)	アマミノクロウサギ観察小屋 (209人)

(2) 観光管理の基本方針

- ・ 自然・人・暮らし・文化などの魅力を知ったり、体験できる拠点（多人数利用が可能な拠点，少人数利用を想定する拠点等）を分散配置し，多様な観光ニーズや利用形態に応じて利用動線を設定することにより，利用の集中と分散を図るとともに，地域のバランスある発展に向け，計画的に利用を誘導する（奄美群島持続的観光マスタープランの基本方針）
- ・ 遺産地域に対する観光の影響については，現在行われているモニタリングを継続する。

(3) 主な取組状況

【奄美大島における各地の取組】

A 利用ルールの取組(利用状況, 利用ルール運用状況, 関連する取組等)

- ・ 金作原
- ・ 三太郎線周辺
- ・ 湯湾岳

B 施設整備(整備状況など)や利用ルール対象地域からの分散の取組について

- ・ 世界遺産センター
- ・ 奄美自然観察の森
- ・ 大和村アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）
- ・ 湯湾岳展望台 等

【徳之島における各地の取組】

A 利用ルールの取組（利用状況, 利用ルール運用状況, 関連する取組等）

- ・ 林道山クビリ線
- ・ 剥岳林道，三京林道

B 施設整備(整備状況など)や利用ルール対象地域からの分散の取組について

- ・ 世界遺産センター
- ・ 天城岳松原登山道周辺整備事業
- ・ カムイヤキの森
- ・ 明眼の森
- ・ アマミノクロウサギ観察小屋
- ・ 利用負荷の少ないツアー形態への誘導（徳之島まるごとツーリズム事業，車利用から徒歩利用への切り替えを狙ったナイトウォークイベント等）等

【ガイド育成の取組】

- ・ 奄美群島エコツアーガイド認定制度
ガイドの育成・スキル向上の仕組み，認定ガイドの人数
- ・ 奄美群島地域通訳案内士育成等計画
通訳案内士の育成・スキル向上の仕組み，通訳案内士の人数 等

【群島全体へ利用を分散させる取組】

- ・ 世界自然遺産奄美トレイルの設定状況，利用状況について